

○新潟県中東福祉事務組合職員の定年に関する規則

令和5年8月18日組合規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の定年等に関する条例(昭和59年組合条例第1号)に基づき、職員の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の定年に関することについては、五泉市職員の定年に関する規則(令和4年五泉市規則第27条)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。